1967年度第49回宜野湾市議会定例会々議録

1. 1967年9月18日第49回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された.

2 応招議員は次の通りである.

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
3番 万川真六	4番 渡名喜庸仁
5番 宮里敏行	6番 瑞慶覧朝社
7番 比嘉盛栄	8番 又吉正弘
9番 棚原寛信	10番 稲嶺正康
11番 安次富盛信	12番 大川昇
13番 知名朝司	14番 崎間正尊
15番 仲村春仁	16番 武島行男
17番 佐喜真弘	18番 比嘉義定
19番 宮城盛昌	20番 伊佐徳次郎
21番 仲村盛光	22番 古波蔵清次郎

3 不応招議員はなし

4 出席議員は応招議員と同じである.

5 欠席議員はなし

6 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである.

市長 島袋全一　助役 沢岻安一
収入役 奥里将俊　総務課長 吳屋好永

税務課長　仲村春信　住民課長　棚原盛信
厚生課長　伊佐友誠　農林課長　崎間政光
商観課長　古波蔵信三　都計課長　島村善幸
建設課長　島袋全信　水道部長　仲村春盛
消防団長　大城仁幸　工務課長　金城健栄
会計課長　多和田眞一　業務課長　奥里将弘

7　議会事務局職員の出席者は次のとおりである。
局長　末吉健男　書記　島袋眞由

8　議事日程は次のとおりである
日程第1　会期の決定について
〃　2　議事録署名議員の指名について
〃　3　議案第67号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
〃　4　議案第68号 宜野湾市印鑑条例の一部を改正する条例
〃　5　議案第69号 宜野湾市災害救助基金積立~~金~~条例を廃止する条例
〃　6　議案第70号 宜野湾市災害救助基金積立金の一般会計への繰入について
〃　7　議案第71号 宜野湾市基本財産基金積立停止について
〃　8　議案第72号 1968年度宜野湾市~~一般会計予算~~公有水面埋立事業特別

会計平八年度追加更正予算
（第1回）

議長　出席議員15名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立いたしますので只今より第49回宜野湾市議会定例会を開会いたします。（午前10時）

議長　暫く休憩いたします（午前10時1分）

議長　再開いたします（午前10時40分）

議長　では直ちに本日の会議を開きます。

議長　日程第1 会期の決定についてお諮りいたします。
休憩中にお諮りいたしました様に本日より30日までの13日間とすることに御異議ございませんか

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので左様決定いたします。

議長　日程第2 議事録署名議員の指名についてお諮りいたします。
議長指名とすることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので議長指名と致します。5番宮里敏行、18番比嘉義定両議員にお願い致します。

議長　暫く休憩いたします。（午前10時41分）

議長　再開いたします（午前10時43分）

議長　議長が6市議長会へ出席のため議長に代って議事を進めさせて頂きます。（

議長　日程第3議案第67号宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫く休憩いたします（午前10時44分）

議長　再開いたします（午前10時46分）本案に対する理事者の説明を求めます。

市長　御説明申し上げます。宜野湾市に於きましては、市のあらゆる業務が多くなるに従いまして、いろいろ法律の

問題が起って参りますので、法律顧問の専任をいたしたいと考えてあります。それで条例の改正をお願いしている訳でございます。
それから市町村自治法の一部改正によりまして、議会議員に宜野湾市の職員給与条例並びに報酬条例によって、期末手当の支給をいたしたいということで提案している訳でございますので、宜しくお願い致します。

議長　暫く休憩いたします（午前10時48分）

議長　再開いたします（午前10時50分）

議長　本案に対する質疑を許します。

1番　質問いたします。法律顧問を置いて、月に報酬として50ドル条例を改正してこれを入れたいという提案でございますが、法律顧問と申しますのは、俗にいう法律顧問弁護士のことなのか。

市長　そうでございます。

1番　法律顧問を非常勤、これを置こうとしたのは、審議会にでもかけられ

たのか、それとも別の市町村、その他の方々の参考を受けて取り入れることになったのか、法律顧問を置くまでの経過について御説明願います。

市長　先きも申し上げました様に市の予算、あるいはその他の問題が市が膨張するにつれて、いろいろと複雑をきわめて参って来ております。そう云った中におきまして、法律顧問の弁護士をもつということは、市の行政がスムースに行きそして住民福祉になると考えております。それに市の部課長会議でも色々検討いたしまして、これを置く方がいいという結論を出しております。それから他市町村を調べて見ましても那覇市、浦添村が顧問弁護士を置いております。そう云った関係から宜野湾市においても置くことがいいんじゃないかという結論を出して提案をしております。

1番　只今、那覇市と浦添ということでございましたが、コザ市、北谷、北中近郊の町村はどうですか、この辺をお伺いしたい。それから法律顧問を置かなければ市政の執行に支障

があるのか、かつて顧問がいなかったために支障をきたしたことがあるかどうか、それとも将来こう様なことが考えられるか、その点について御説明をお願い致します。

市長　中部におきましては、浦添が置いている訳でございまして、コザはまだはっきりしたことは分りません。その他北谷方面はおいてありません。それから置かなければ出来ないかということでございますけれども置かなくても今までではやって来ている訳であります。しかしながら先き申し上げました様に色々と市が大きくなる、予算も拡大して行きます関係上、市の職員だけで本なり或いは講習なりで進めて行くよりもそう云った法律顧問を置いて、そこに何時でもお習いするという意味でその事務が或いはあらゆる問題が適正に行うためにも又自分の判断が違っていないかどうかを正すためにも是非置いた方がいいということでございます。市の行政は必ず置かなければいかないということは今までは置かないでやって来たんだが将来どうしても置く必要があるとい

うことを考えております。

1番　今後起こであろう市の行政上の色んな事件、これの起りうる原因これは即ち市町村自治法に基くところの条例、規則、規程によるところが事件は多いのか、それとその外に考えられるところはございますか。この点をお聞きしたい。

市長　市町村自治法、或いは条例等で定められた以外のものが多いということが予想されます。例えば土地の問題、道路拡張をする場合の土地の問題とか、その外に公営住宅の問題でもありました様に今後起りうる問題は、道路拡張をする或いは現在の道路が所有者の土地等を使われている道路がございまして、将来そう云った問題が起りうる可能があると思っております。

1番　市町村自治法、条例その他規則規程この定められた条例、規則、規程、自治法に意欲的に職員或いは市三役は勿論でありますがこの方々が充分に定められた法律

に従って意欲的に取り込んで行けば、法律顧問なんていうものは、いらないと思いますが、その点について市長はどう考えますか。

市長　条例、自治法というものは、現にそうしなければいかないという法律でございまして、将来起りうる問題は、そのうわまわるような事件が先き申し上げました様に多々あるので、置かなければいかないと考えております。

1番　俗にいいます顧問弁護士、利益を生む各会社というところの雇いうす所の顧問弁護士と、市町村自治体これの顧問弁護士、こういう面の顧問弁護士というものに対する見解を聞きたいと思います。

市長　市町村におきましては、利益を上げるための顧問弁護士ではなくして住民福祉を考える住民福祉につながる様な問題をやって行くと住民があくまでも福祉になるということの見解に立ってやっております。

八番	その都度事件が発生した場合にその都度相談的にその面をやることは出来ないか。それとも法律顧問を置いてですね、報酬を50ドル支払うと。そうなりますと何か事件が起ります。その時には置いた場合と置かない場合、その場合報酬、弁護士費用は同じですか。
市長	これは事件が起らない様にその弁護士になって、こっちも勉強してやるというのが大きな目的でありまして、事件を起こさない様に或いは又住民が損をしない様にという前提に立ってやろうとするのが私の考えでございまして、その事件が起きて始めてこれを解決してもらうということになりますと相当莫大な費用もかかりますし又この条例に致しましても、又何時でも相談にのってもらうというとりつけをしたいということでありまして万一その事件が起った場合にはその事件についてそれだけの報酬といいますか、これは支払わなければいかない様になると思います。

1番	総務の中、勿論市町村の中で特別にこの問題だけを勿論これは企画すれば出来るんだと思います。条例その他自治法に関する部門これを専門的にやって行く職員それを検討されたことがありますか。
市長	その面も充分検討をしてあります。勿論条例、自治法或いはその他の中でもって充分とは言えなくてもそれに近いところまで企画、勉強をする訳でございますけれどもそのあらゆる問題について顧問弁護士を置いて、はっきりと違いがないと正しいと又住民の福祉になるというのが判断出来るんではないかと思ってあります。
1番	その件については、市長があっしやられた那覇市と浦添においては、そういうことでございましたが、置いてある中でも非常に大きな事件を起こしてあります。コザ、北谷北中近効はそういう制度はないということでありますが、この問題については充分なる検討してから決めてもらいたい。
11番	1番議員の質問に対する市長の答

弁の中で顧問弁護士を置かなければいかないという決定的な理由動機は何んですか。

市長　先き申し上げました様に市の予算が非常にふくれ上るし色々と複雑な業務が、市が大きくなるにつれて起って来る可能性が充分にある訳であります。それに今まで起った問題に致しましても道路の問題とか、或いは土地の所有権の問題とか、色々ある訳であります。それから前に起った公営住宅の問題もあるし今後も又そう云った問題が必ず起りうると、既に私の土地はここにあったんだが、道路になってどうしてくれるんだという様な問題も出て来る可能性があります。

14番　予算が膨張したから顧問弁護士を置かなくてはいかないということはどういうことですか。予算が大きくなれば問題が多くなる訳ですか。

市長　市が色々と大きくなるので、色々と複雑な問題が出て来るということでございまして別に予算をはからみませんけれども市が膨張すると多

論予算が大きくなるし或いは予算によって道路の拡張とか、或いはその他のことがなされて行きますので、今後色々と問題が起って来るという可能性があるということであります。

11番　今先ノ番議員に対する市長の答弁の中にいわゆる市有地、私有地の処理等をおっしゃってありましたけれど、例えば現在どういう優秀な弁護士を使っても解決出来ない問題ではない訳です。それと都計画計、道路の拡張とか或いはその他については、当然関係課長が知っておくべき職責の内容であります。しいて弁護士を置く必要はないと思いますが、私は、三役、部課長が当然この位いの知識はもってしかるべきであります。それを今更弁護士を雇うということは、どうかと思います。それと現在浦添村が月額50ドルで弁護士を雇っておりますけれど、1ヶ月1回登庁してお茶をのんで帰るという状態で何にもならない。そうしますと色々最少の計費なんとかいうことから考えますと無用ではないかどうかと思います。

市長　先き申し上げました様にそうにはならないと思っております。沸添はお茶をのんで帰えるかと思いますけれども、笠野湾においては、勿論市長以下課長が充分勉強していく必要は勿論あります。全然我々は知らんふりするという訳ではなくして、その我々が勉強した範囲において、更に顧問弁護士をたのんで何時でも有効にこの人を使ってそして間違いのない様なそして住民福祉になる様な仕事をやって行きたいという訳でございます。

14番　将来のトラブルがどんな計画であるかは私は申し上げられませんが、今までの事例を参考にしますと、真栄原の3番地ですか、それと公営住宅の建築敷地に関する賃貸のトラブル　その程度ではなかろうかと、それはその程度の解決は、法律解釈というのは、町の不動産業者でも解っております。それを笠野湾市の上部幹部が分らないでやったということは、これは何んであります。して顧問弁護士を雇う必要はなかと思いますが、それとも、最と大きな

訴訟上の手続き上の重大な問題が起りうる可能性がありますか。

市長　今お話しになられた事件も勿論ございますけれども先き申し上げました様に今現在益野湾市におかれている。これはどこでもそうでありますが、道路の問題とか、或いはその他色々の問題があこって来る可能性が充分あります。これは市長以下課長がやらないという訳ではなくして、そこにその顧問弁護士を置いて自分が自信をもって、これをやって行ける人だというところまで勉強する機会にもなるんだと思います。そうすることによって又住民ともトラブルもなくして、そして住民に福利をもたらすことが出て来るということでありまして、その市町村だけの市長以下職員だけの考えで物事を直ぐ押し通していくというよりも住民の側になって、顧問弁護士を置いてやって行った方がスムースにやって行くという訳でございます。

北番　私は市の幹部の責量のことをいっているのではありません。今の御答弁のように建設関係、道路関係、或

いは、建築基準法、道路というふうに、それは土木課長であろうが、建設課長であろうが、自分の裁量では絶対出来ない訳であります。

市長　おっしゃる様に置く必要がないというお考えから致しますとおおせの通りでありますけれども、私共としては、あくまでも住民の福祉を考えて、そして部課職員が自信をもって仕事がやって行けると又住民に対しても充分納得せしめるようなそれから住民に損をさせない様な行動を取るには是非必要であるということを考えている訳であります。

11番　そうしますと弁護士がいうことは、弁護士の解釈は権威もつんだけれども各部課長の判断はどうもあやふやだと、市民に説得力がないということですか。

市長　そういうことではなくして、我々が自信を持って、法律に照らしても誰が何んと云っても正しいという自信をもつためにも又住民に損をさせないために、おいても只市が自分の判断で、これを押しつけた

りしないように住民の側に立っても住民も損をしない様に或いは役所としても正しい判断に持って行くということになりますと、顧問弁護士を置く必要があると考えております。

11番　どうも議論が前後、行ったり来たりする訳なんですが、市役所の職員が、これは正しいと思っていることが、必ずしも法律から見て正しくはないということですね、それは勉強不足であって、自分担当職責を充分にわきまえている人だったら法律家の解釈でも又部課でも職員でも充分に理解する人だったら解釈は一つになると思うんですが、しいて弁護士の解釈が正しいと、安心だと、職員がやるのは、どうもあやふやだと、そういう様な懸念がある訳ですか。

市長　そうではなくして、何かそこに問題があった場合にはですね、自分が正しいという自信をもつのと、又住民側にも損をさせないという判断のもとにやって行こうという訳です。

14番	この程度で終りますが、大体依頼件数は1月にすれば、何件位あると予想されておりますか。お金を出す以上は月50ドル年間600ドル以上は、それに見合うような利益がなければいけないと、どの位の件数を依頼して、これは数字には現わしにくいでしょうが、見合うだけの利益がありますか。今浦添村は何もやってない。
市長	充分あると思います。これは件数にしては何件になるか、はっきり毎月何件あるとは申し上げられませんが、毎月色んな問題はある訳です。だからそこに月額50ドルに相当以上な効果を発揮する様にやって行こうと考えている訳です。
14番	では最後に1つ、依頼するためにそれに相当する弁護士報酬規程があります。あれに準じてプラスアルファしても結構ですけれどもあれに準じてやったら ~~どんな~~ いかがのもんですか。事件があろうが、なかろうが、月50ドル支払うんではなくして、事犯が出た場合に依頼するたんびにその必要経費を支払うと、いわゆる最少の経費で

最大の効果を上げると。

市長　その事件が出て依頼するということになれば、何も条例で決めなくてもいいと思いますが、私共が考えているのは、月額50ドルお上げする様にして、そこに非常勤の職員ということになりますのでこの件数は毎月いくらになるということは分りませんけれども職員が何時でも行ってお習いしたり、或は調査をしたりすることが出来ますので最大の効果を上げると少ない経費で最大の効果を上げると、只おっしゃった様に私の考えは、そう考えている訳です。

12番　只今の市長の答弁で解りにくい所があります。漠然として住民福祉向上のために是非必要であると、重要なことでございますが、顧問弁護士を置かなければならないという様な結論に達した、それまでの痛感したところについて御説明を願います。

市長　これは1番議員、12番議員さんがのものと、大体にかよったものじ

やないかと思いますが、市の行政をやって行く上において色々と複雑な問題が出て参りますので、今までにも既に出て来ています。そして市の行政をする場合に間違いのない様なそして相手方住民に対しても損をさせない様なことをやって行こうということから痛感して顧問弁護士を置いて行こうということです。

12番　例えばどういうことがございますか、事例として。

市長　先きも申し上げました様に道路になっている私有地も現在ある訳であります。それから那覇市との水道問題もある訳です。それから公営住宅の問題も御承知の通りであります。それからその外にも我々市における道路の問題とかいった問題が必ず起きて来る可能性があります。又現在まで独自でいろんな問題を判断しておったものが、色々問違を起こしている事例もある訳であります。

12番　例えば今あっしやっていた様にこの

ノ実公営住宅の問題、是非とも弁護士の知恵を借りなければ、解決出来ない問題なのかどうか。

市長　公営住宅の問題については、既に弁護士の処に行って聞いてもあります。それからこの問題だけではなくして、既に宇地泊においても私有地が道路になったり排水になったりした問題がありますし、それから那覇市との水道の問題もまだ解決されてないし、その外に普天間地区におきましても現在道路が私有地になっている処がございますし、或いはその他現在における市の条例、規程等についても殆んど改訂しなければいかない様な問題もありますが、そう云った問題についても、顧問弁護士があれば、一応はそこにも相談する結果にもなるんじゃないかと思います。勿論政府にも諮る訳でございますけれども、そう云ったこともあって将来においても又現在においても必要ではないかと考えている訳であります。

議長　暫く休憩いたします（午前11時27分）

議長　再開いたします（午前11時40分）
議案第67号については、まだまだ議会として検討しなければいかないという御意見がございますので、議案第67号笠野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例については、継続審議いたします。

議長　日程第4　議案第68号笠野湾市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
一応休憩をして事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫く休憩いたします（午前11時41分）

議長　再開いたします（午前11時43分）

議長　本案に対する理事者の説明を求めます。

住民課長　御説明を申し上げます。この印鑑条例の一部改正を議会に議決を求めました件につきまして、現在までの印鑑登録制度の特例についてでございますが、これは今までの海外移住者が資格を持っておりますが、その軍用地支払い、とか

それから資産の売買そういう面について、相当海外移住者に大きな弊害があったのであります。これについて今度特別をもうけさせて頂く様にと、これを提案している訳であります。それから2の9条の登録変更申請の第2項につきましては現在まで本人が紛失又は登録の変更をする場合には本人の保証人、これが必要でありまして、本人自体を認めないというふうになるという何んで、これも今度の場合の改正理由になっております。2項の前項の場合、必ず必要事項を確認できる書面を呈示しなければならないとされておりますが、これにつきましては、現在まで委任状を海外から取り寄せまして、それについて2～3ヶ月かかって現在までやっている訳でございますけれどもこれではスムースに行かないと又賃貸料等の支払いに弊害がありますし、又売買関係の場合もながらくかかってやっているような状態だというのがありまして、この書面が確実なものでありますと土地の誤謬訂正とか、それから資産の売買、名義変更、軍用地支払

い。これだけの資料を集めるには、必ず委任状がなければいかないという建前になりまして、それで、今度の資料といたしましては、委任状が前あった場合には、それに代る大使館の居住証明、こういうのがあったらその書面の確認は出来ると思っておりますが。

議長　本案に対する質疑を求めます。

16番　印鑑登録の特例の件でありますが、印鑑というものの証明は、その人間がその所有区に住んでその結果証明が出せると思うんですが、本籍地をここに持っている者の印鑑をこっちに登録するというのが、果して可能であるかどうか、ということは、本人は不在であります。その印鑑自体が本人のものであるかどうかを確認するのに非常に困難だと思いますが、本籍はここであります。住所はペルーでありますとこの印鑑は本人のものでありますと、そう云った証明が果して出せるかどうか、そこら辺をお聞きかせ願います。

住民課長　現在ペルー、ブラジルとあらゆる、

海外に移住された方々が沢山ありまして、登録は出来ないと、それが困るんではないかということを考えまして、今度の特例をもうけた訳でございます。本人自体はここにいなくても、この特例があれば売買も出来ますし、スムースに行くんではないかと思ってあります。

16番　それは皆様方が考えられたことについては、良く分ります。しかしながら本人は実際にはペルーに居ると、印鑑証明は宜野湾市だと、しからばその所有权の登記上の表示は実際には宜野湾には住んでいないけれども宜野湾にあるということです。しかしながらあくまでも本人が住所を変った場合、登記上の住所変更というのは当然なされている。本人の住所ペルーであり、印鑑証明は宜野湾市長が発行すると、そう云った矛盾ということは、これはたとえ宜野湾市長の印鑑証明が出たところでそれは通りません。そこら辺の説明を願います。

住民課長　この登録につきましては、色々弊

害があった関係上、是非この印鑑の特例、今の条例にもありましたように、住所を有するものには印鑑証明をすることが出来るとなっておりますが、そのために特例法をもうけてやって行けば、海外移住者の何が計れるんではないかと。

16番　そう云った海外移住者に対する配慮は充分理解できます。公簿上の住所というのはブラジルである。印鑑証明は笠野湾市長が出したところでその印鑑証明は通りません。そこら辺を聞いている訳です。

住民課長　それについては現在までそういう経験も何もありませんが。

16番　本人はブラジルであると、そして笠野湾市長が印鑑証明を出した、笠野湾市長は自分が出したものは、これは自信をもって出したかも知りませんけれども、しかし相手は第三者ですから、そこに問題が出ると思いますが、そこら辺の検討をどうされたか、本人はブラジルに移住しておりますよ、必要だか

から印鑑登録は第三者がですね，印鑑を登録して市長が出した，登記所にもって行ったら受け付けませんと．

住課長　これには委任状と居住証明を添付させて．

16番　法的に根拠があるかどうか，私には解らないから聞いている訳です．

議長　休憩いたします（午前11時50分）

議長　再開いたします（正午12時）

議長　午前の日程はこれをもちまして終ります．午后は1時より再開します．

議長　休憩いたします（正午12時）

議長　定足数に達しておりますので再開いたします．（午后1時）

議長　休憩いたします（午后1時2分）

議長　再開いたします（午后1時5分）
議案第68号につきましては，尚検討する共有地がございます

	ので継続審議と致します。
議長	休憩いたします（午后1時5分）
議長	再開いたします（午后1時6分）
議長	日程第5、議案第69号宜野湾市災害救助基金積立条例を廃止する条例についてを議題といたします。休憩をして事務局長に朗読をせしめます。
議長	休憩いたします（午后1時6分）
議長	再開いたします（午后1時10分）本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。
総務課長	私の方から提案理由と、これに対する説明を申し上げたいと思います。提案理由にもあります災害救助法は、だいぶ以前にこの積立金の項目、即ち市町村の基金として、災害救助法の第27条に市町村は繰替え財源に当てるために基金を積立しておかなければならないという条項がありましたが、これが削除なりまして、市町村の基金の積立というのは、廃止する様になりました。

そして今回の提案になっております。
よろしくお願い致します。

議長　本案に対する質疑を許します。

議長　休憩いたします（午后1時10分）

議長　再開いたします（午后1時15分）
69号議案につきましては、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議ございませんので、本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

議長　本案に対する討論を求めます。
なければ省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がないものと認め本案に対する討論を省略することにいたします。

議長　議案第69号 宜野湾市災害救助基金

積立条例を廃止する条例についてを採決に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がないものと認め本案については、原案通り可決と定いたします。

議長　休憩いたします（1時15分）

議長　再開いたします（1時15分）
日程第6、議案第70号宜野湾市災害救助基金積立金の一般会計への繰入れについてを議題といたします。
休憩をして事務局をして朗読せしめます。

議長　休憩いたします（1時16分）

議長　~~休憩~~ 再開いたします（1時17分）

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

総務課長　先きに原案可決されました議案第69号にかかわるものでありまして、この分

の今まで災害基金積立条例により積立金が、後から出て参ります一般会計の追加更正予算にもあり込んでございます。¥1,268.- いくらかの金額がございます。これを積立金の条例の廃止に伴い一般会計への基金に会計繰入れしたいという提案の内容でございます。

議長　本案について質疑を許します。

議長　進行の声がございますが、質疑を省略することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に対する質疑を省略することにいたします。

議長　本案について討論を願います。

議長　討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に対する討論を省略いたします。

議長　議案第70号 笠野湾市災害救助金積立金の一般会計への繰入れについてを採決に付します。
本案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がないものと認め本案については本案通り可決決定いたします。

議長　暫く休憩いたします（1時20分）

議長　再開いたします（1時20分）

議長　日程第7 議案第71号 笠野湾市基本財産基金積立停止についてを議題と致します。
休憩して事務局長をして朗読せしめます。

議長　暫く休憩いたします（1時21分）

議長　再開いたします（1時22分）

議長　本案に対する理事者の趣旨説明を

求めます。

助役　御説明申し上げます。67会計年度の出納閉鎖が去った8月31日で閉鎖されてありまして、当然67会計年度の積立、才計剰余金については、翌年度に繰越される訳でございますが、宜野湾市基本財産基金積立金条例の第2条によりまして、その才計剰余金の50%以上を積立するものとするという規定がございます。本来でありますと、50%以上を積立なければいかない訳でありますが、第4条によりまして、議会の議決を経て市財政運営資金あるいは基本財産不足資金として繰出使用するし又は一般会計予算内の運用のため必要と認める場合は、これを一時使用することが出来るという規定によりまして、今回の才計剰余金につきましては、積立をせずに一般会計に繰出しまして、使用したいと、その理由を御説明申し上げますと、一般会計におきましては、当初予算におきましても才計剰余金からの繰入、才計剰余金からの一般会計への繰入、使途としまして、当初予算に3万ドル

を計上してありまして、尚去った臨時議会に17,000ドル余を追加しまして、現在の予算上は47,000ドル余が一般会計並びに繰出財源として、予算議決されている訳でありますが、尚本年度におきましては、埋立事業を推進しなければいけませんし、尚先き市長の何にもありました様に伊佐浜の直ぐ地先いわゆる住宅公社と伊佐浜の地先にありますところの2,400坪の埋立につきましては、早急に執行する必要がありますし、尚その他建設事業面におきましても当初予算におきましては、殆んど自己財源によるところの建設面の費用は、全然計上されてありませんので今年度はそういう事業費がありませんので、今回早急に執行すべき建設事業面にこれを使用したいという様な考え方でございまして、今年度に限り積立をせずに直ちに使用して、なるべく効率的な資金の運用を図って行きたいという考えで提案いたしている訳でございます。

議長　本案について、質疑を許します。

議長　暫く休憩いたします（1時25分）

議長　再開いたします（1時27分）

議長　質疑もない様でありますので省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案に対する質疑を省略することにいたします。

議長　本案に対する討論を求めます。

議長　討論省略の声がありますが、御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので討論を省略することに致します。

議長　議案第71号宜野湾市基本財産基金積立停止についてを採決に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長　御異議がございませんので、本案については、原案通り可決決定いたします。

議長　休憩いたします（1時29分）

議長　再開いたします（1時30分）
日程第8　議案第72号　1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計予算の提出追加更正予算についてを議題といたします。

議長　提案者の趣旨説明を求めます。

市長　御説明申し上げます。先月の臨時議会で公有水面の特別会計を制定いたした訳でございますが、先き助役から話しがありました様に伊佐浜さ住宅公社が現在埋立ててあります。その場所が住宅公社が始んど年度内で完成いたしますので、それに続く場所でございますので、ここだけは早目に埋立をする必要が出て来てあります。それで一般会計予算から10.000ドルの繰入れいたしまして、収入合計28.730ドルに

いたしたいと、お出におきましては、今先申し上げました場所の埋立を施工したいと思っております。これは実施設計をいたしましたらここに上げてあります様に3,493.3坪ということになっております。当初は大体1,800坪と予定しておりましたが、坪数がだいぶ増えております。
これは場所が場所でございますので、客土の方がいいんじゃないかと考えております。
まだ請負の相談あるいは契約等については、話しはやっておりませんけれども私達の実施計算からした額がその額になっております。それでお出来るだけ年内あたりに工事を施工いたしまして、早目に埋立をして住宅公社のものとつながる様にして道路、排水先き報告で申し上げました伊佐浜の区画整理等について設計をして行きたいと考えまして本日の議会に提案している訳でございます。

議長　本案について質疑を許します。

議長　休憩いたします（1時31分）。

議長　再開いたします。（1：34）

11番　工事費が10,041ドルになっておりますが坪数はいくらですか。その説明書の中にはですね、8双、人をみるというふうに出ておりますが。

議長　外に質疑はございませんか。なければ質疑を打ち切りたいと思いますが御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

〃　御異議がないので本案に対する質疑を打ち切ることにいたします。

〃　本案に対する討論を願います。

〃　討論を省略することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

〃　御異議がございませんので本案に対する討論を省略することにいたします。

議長　議案第72号 1968年度宜野湾市公有水面埋立事業特別会計代入出追加更正予算についてを採決に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

〃　御異議がございませんので本案については原案通り可決決定いたします。

〃　暫く休憩いたします。（1：36）

〃　再開いたします。（1：41）

〃　本日の日程が全部終了いたしましたので、これをもって本日の会議を終ります。尚次会は22日の午前10時より再開いたします。

散会（1：43）